

小牧第一病院と愛知学院大学薬学部との 教育研究についての連携・協力に関する協定書

小牧第一病院（以下「甲」という。）と愛知学院大学薬学部（以下「乙」という。）は、教育・研究活動及び医療等の全般における交流・連携を推進し、相互の教育・研究や医療技術等の一層の進展と地域ならびに国民の健康と保健衛生の向上に寄与するため、次のとおり学術交流に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が医療薬学教育研究に関して相互の人的・知的資源を活用することにより、甲及び乙の教育研究の充実発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙が連携・協力する内容は、以下の各号のとおりとする。

- （1）教育・研究・診療に関する相互支援に関すること
- （2）学部の学生（以下「学生」という。）の教育研究に関すること
- （3）薬剤師のキャリアアップのための教育に関すること
- （4）相互の人材育成に関すること
- （5）相互の人材交流に関すること
- （6）地域医療への貢献に関すること
- （7）その他、甲と乙が協議の上、決定した事項

（経費）

第3条 本協定に基づく連携の実施に要する経費は、原則として、甲乙協議の上甲及び乙の双方においてそれぞれ応分に負担することとする。なお、負担に関する協議が整わない場合は、前条連携事項の内容についても改めて検討するものとする。

（事故の対応）

第4条 甲において乙及び学生が関与する事故により甲または第三者に迷惑もしくは損害が生じた場合は、乙は甲との協議に基づき対応するものとする。

（個人情報、秘密及びプライバシー（以下「個人情報」という。）の保護）

第5条 甲乙双方は、本連携・協力の実施に当たって、患者をはじめとする甲の保有する個人情報および学生の個人情報等の漏えいなどが生じないように、個人情報等の適正な管理を行う。

（協議事項）

第6条 甲乙双方は、本協定に定めのない事項及び本協定の各条項の解釈について疑義が生じたときは、民法その他の法令及び一般慣習に従い、お互いに信義誠実の原則をもって協議のうえ、解決するものとする。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期限は、協定締結日より5年間とする。ただし、期間満了前に甲及び乙の双方においてこの協定内容に異議のないときは、さらに1年ずつ継続して期間を延長するものとする。

(協定の発効)

第8条 本協定は、平成28年7月1日から実施する。

この協定書は2通作成し、双方が各1通を所持する。

平成28年7月 / 日

甲 小牧市中央五丁目39番地
小牧第一病院院長 所 昌彦



乙 名古屋市千種区楠元町1-100
愛知学院大学学長 佐藤 悦成

